

ハイライト:

・年金制度の改正について取り上げます。

2025年9月

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶

目次:

ご挨拶 1

年金制度の改正に関して 1

今年は梅雨が明けるとも早く、最高気温の記録も更新されました。体温を超えた気温の中、活動するのは体力的に厳しいですね。水分をこまめに取り、熱中症にお気をつけ下さい。

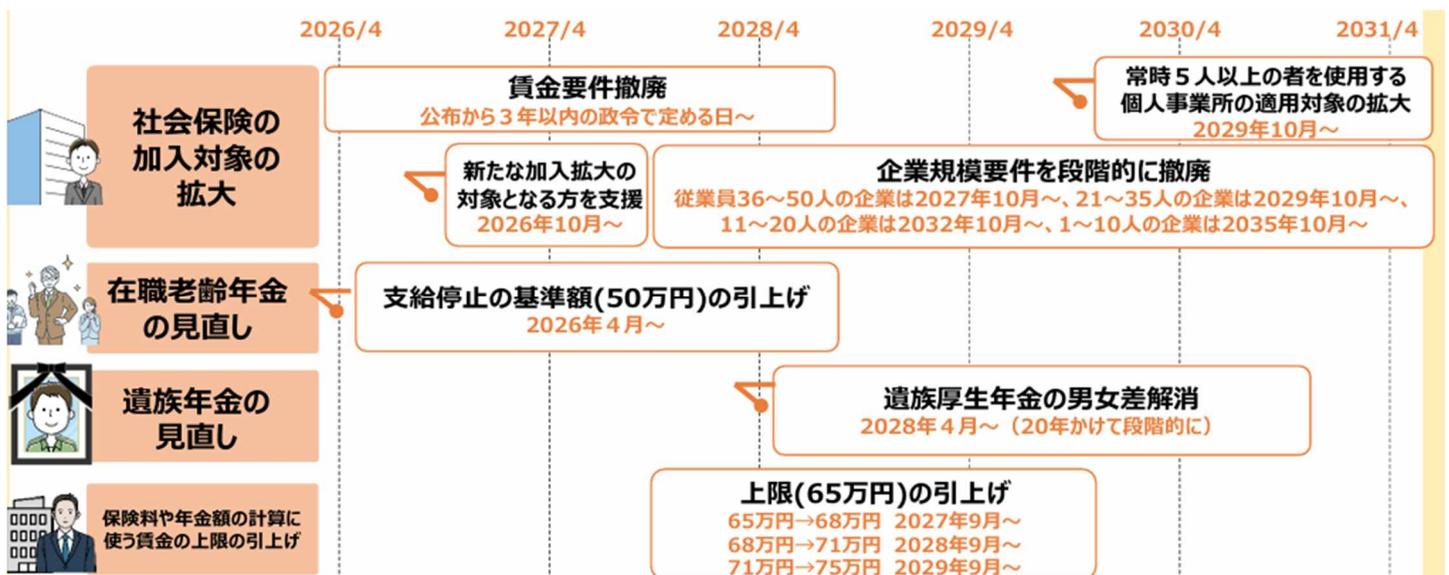
第103号では、年金制度改正について取り上げました。令和7年度税制改正で話題となった「壁」問題とも関連する改正となります。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。



公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

### 年金制度の改正に関して

ライフスタイルや家族構成等の社会の多様化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、標準報酬月額の上限の段階的引上げ等の措置が講じられます。以下内容をご説明いたします。図の出典は全て厚生労働省のHPからとなります。



#### 在職老齢年金制度の見直し

年金を受給しながら働く高齢者の場合、賃金と老齢厚生年金の合計額が月50万円を超えると年金が減額される仕組みとなっていますが、この金額が令和8年4月1日から62万円へと引き上げられます。これにより、高齢者の働き控えが緩和され、人手不足の解消が期待されます。

51人以上の企業	36人以上の企業	21人以上の企業	11人以上の企業	10人以下の企業
現在の対象	2027年10月から	2029年10月から	2032年10月から	2035年10月から

### 社会保険加入対象の拡大

会社の規模や年収にかかわらず、週の勤務時間が20時間以上の労働者については、社会保険の加入が義務化されます。現在は51人以上の企業規模となっていますが、段階的に対象企業を拡大し、2035年10月からは全ての企業において、週20時間以上勤務する労働者の社会保険加入が義務化されます。

### 厚生年金保険の標準報酬月額上限の引き上げ

厚生年金等の保険料に用いられている標準報酬月額は、現在上限が65万円となっており、たとえ300万円の月額報酬だったとしても標準報酬月額65万円での保険料負担となっています。

これが75万円へ段階的に引き上げられます。この結果、保険料の負担は増加しますが、将来の年金額の受取も増えることになります。

ホームページもご覧ください。お役立ち情報を更新しています！  
<https://my-naka.com/>

### 税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2 - 2 - 15

ウイン青山1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7 - 1 - 4

細田屋ビル3F

電話 048 - 816 - 6180

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)

[nakamura-cpa@tkcnf.or.jp](mailto:nakamura-cpa@tkcnf.or.jp)

### 遺族年金の見直し

女性の就業率向上に合わせ、遺族厚生年金の男女差を解消すること、及び子どもが遺族基礎年金を受け取ることが出来るように改正されます。

#### 現在の仕組み

女性

30歳未満で死別：5年間の有期給付

30歳以上で死別：無期給付

男性

55歳未満で死別：給付なし

55歳以上で死別：60歳から無期給付

#### 見直し後

男女共通

60歳未満で死別：原則5年間の有期給付

配慮が必要な場合は

5年目以降も給付を継続

- 有期給付の収入要件（年収850万円未満）を廃止
- 年金額の増額（有期給付加算、死亡分割）

60歳以上で死別：無期給付（現行どおり）

#### 遺族厚生年金

いずれも、子どものいない場合（※子どもとは、18歳になった年度末までまたは障害の状態にある場合は20歳未満の方をいいます）

#### 遺族基礎年金

##### 事例1



元夫の死亡後、妻が遺族基礎年金を受給していたが、妻が再婚したため、妻は遺族基礎年金を受け取れなくなった。

妻（子どもの母）と生計を同じくしていても  
**子どもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。**

##### 事例2



夫の死亡後、妻は収入要件を超えているため、遺族基礎年金を受け取れない。

妻（子どもの母）と生計を同じくしていても  
**子どもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。**

##### 事例3



離婚後、子どもを養育していた元夫が死亡したが、元妻は、元夫の死亡前に離婚していたため、遺族基礎年金を受け取れない。

元妻（子どもの母）に引き取られて、生計を同じくしていても  
**子どもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。**

##### 事例4

祖父母などの直系血族（または直系姻族）の養子となり、生計を同じくしていても、  
**子どもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。**

記載中の内容についてご質問がある場合はお問い合わせください。